

令和8年度公共交通運行支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活の足である路線バスやタクシーの地域公共交通の運行維持を目的とし、原油価格や物価高騰の影響により厳しい経営環境にある路線バス事業者及びタクシー事業者（以下「事業者等」という。）の事業の継続等を支援するため、事業者等に対し、予算の範囲内で公共交通運行支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業について、法第4条第一項の規定により許可を受けた事業者で市内に本社又は営業所があり、令和8年7月1日時点で市内を走行する路線バスを運行している者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条第一項の規定により許可を受けた事業者（平成18年9月25日付け国自旅第169号国土交通省自動車交通局長通知に基づく福祉輸送事業限定の事業者を除く。）で、市内に本社又は営業所（個人事業主においては住所）がある者をいう。
- (3) 路線バス車両 第1号に規定する事業者が、令和8年7月1日時点で東北運輸局福島運輸支局に届け出ている路線（乗合）バス（乗車定員11人以上）として使用され、使用の本拠の位置が郡山市内である車両（貸切と併用して登録している車両を除く。）をいう。
- (4) タクシー車両 第2号に規定する事業者が、令和8年7月1日時点で東北運輸局福島運輸支局に届け出ている乗車定員11人未満の乗用タクシー又はハイヤーとして使用され、使用の本拠の位置が郡山市内である車両をいう。

(給付金の交付の対象者)

第3条 給付金の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する事業者等とする。ただし、市長が不適当と認める者を除く。

- (1) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (2) 給付金の交付の申請日において事業を継続している路線バス事業者又はタクシー事業者で、給付金の交付の決定後においても事業を継続する意思を有する者
- (3) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員等に該当していない者及び同条に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有していない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者

い者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表のとおりとする。

(給付金の交付の対象期間)

第5条 給付金の交付の対象となる期間は、令和8年8月1日から令和8年11月30日までとする。

(給付金の交付の申請)

第6条 事業者は、令和8年11月30日までに、令和8年度公共交通運行支援事業給付金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 給付対象車一覧表（第3号様式）
- (3) 給付対象車一覧表に記載のある車両の自動車検査証（車検証）の写し（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しを添付）
- (4) 振込先口座の通帳の写し（法人の場合は、法人名義のものに限る。）
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (6) 運転免許証、個人番号カード等申請者本人であることが確認できる書類の写し（個人事業主に限る。）
- (7) その他、郡山市長が必要と認める書類

2 前項に規定する給付金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の決定)

第6条の2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金を交付しないことを決定したときは、速やかに、令和8年度公共交通運行支援事業給付金不交付決定通知書（第4号様式）により前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

(給付金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 給付金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(給付金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

給付対象者	給付金の額
路線バス事業者	保有する路線バス車両1台当たり7万円
タクシー事業者	保有するタクシー車両1台当たり2万円